

# 市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻83号 96/2 <1部100円> 発行人 玉本 格  
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131  
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1996年3月6日(水) AM10~12

証人 (大角先生) 主・反対尋問

(会場: 芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

公判日程 1996年3月8日(金) AM10~

準備書面提出

## 大詰めを迎えた市公平審 処分撤回裁決を克ちとろう

市芦救援会事務局

去る一月一九日、神戸地裁において第五回公判が開かれまし  
た。原告側から一九八七年の六名の強制配転について、異動手  
続き等の六名共通部分の準備書面が提出されました。その中で  
以下の点が明らかにされています。

第一は、市教委の指示により市芦教員だけが「異動希望調査」  
もなく、従前の慣行を一切無視して異動させられた手続きの異  
常性。第二は、指導員についてその身分、職務内容等に関する  
被告側主張に法的根拠がなく、教育基本法に照らして教員身分  
を奪う転職処分としての違法性。第三は、定数条例改正による  
過員解消との被告側主張について、行革、定数標準法との関連  
性を崩し、市議会における虚偽答弁、虚偽資料から、条例改正  
の真の目的が原告らの排除にあることを明らかにしています。  
次回公判では、六名の先生方の個別の「公務の必要性」等へ  
の反論を準備書面として提出の予定です。

去る一月二〇日、救援会幹事会を開きました。今夏で審理が  
終了する予定であり、当面の活動方針をめぐる協議を行いまし  
た。これまで長年にわたってご支援をいただけてきました皆様  
方と共に、処分撤回をめざして公正裁決要求の運動を総力をあ  
げて取り組む正念場です。左記の集会を開催いたしますので、  
多数の方々のご参加をよろしくお願いいたします。

◎処分撤回、公正裁決要求集会

日時 三月二日(土) 午後二時

場所 芦屋市民センター 音楽室(別館)

## も／く／じ

不当処分撤回、原職復帰を目指し、

公正裁決要求集会に結集しよう……………兵高教市芦分会・市芦救援会・支援する会…… 2

陳述書(2)……………申立人 深沢 忠…… 3

会計報告について 28/ 活動日誌 28/ 後記 28/

訂正とお詫び / 前号(96/1)83号は82号の間違いです。

# 不当処分撤回、現職復帰を目指し 公正裁決要求集會に結集しよう

## 兵高教市芦分会・市芦救援会・支援する会

### 幹事会で活動方針を確認

市公平審も大詰めを迎え、私達の今後の方針をめぐって、一月二〇日に幹事会を開きました。

阪神大震災から九一年が経過し、被災市民の側に立っての諸活動で多忙な中、支援する会、芦教組、園田学園中高教組の幹事の方々のご出席のもと協議をいただきました。なお、審理の大詰めであることから、支援いただいたております兵高教、芦教組の組合執行部からのご参加もいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

まず、事務局から、公平審、公判の現状、今後の予定について報告。さらに、争点である指導員問題に関して、教育法学者の方々による分析が進み、本年三月には教育法学関係誌に処分の法的問題点を明らかにした見解が公表されることの報告がありました。私達の闘いに大きな力添えをいただくことになる

思います。

今後の方針については、「公平裁決要請署名」をめぐる協議となりました。教員組合を通じて全国的な展開を進める方向で、幹事の方々からご意見をいただき、方針の確認をいただきました。

### 公正裁決要求集會に結集しよう

市芦処分は一九八六年秋にはじまり、すでに九年余経過しました。昨年一二月で市公平審も七一回を数え、三五〇号を超える書類証拠を提出して、処分の違法性を明らかにしてきました。

その中で、本人同意もなく異職種に転職させて教員身分を奪った本件処分が、全国の教員処分に例をみない違法な処分であることが明白になっています。しかし、一方で、公務員に対してのみならず、民間労働組合をはじめ、働く者への合理化が一層深刻化している中で、処分撤回の闘

## 六三年(不)第一号事案

# 陳述書 (二)

不服申立人 深沢 忠

### 第5 配転の公務の不存在 3 適性を欠いた人事異動

異動は、当然、市芦高校の事情も考慮してなされなければなりません。ところが、以下に述べるように、市芦高校の事情を考慮すれば、私の異動は適正を欠いており、私を市芦高校から排除する目的でなされた配転であるとしか言いようがありません。

### (1) 私の配転理由にならぬ 「理科の減員の必要性」

処分者は、「昭和六三年年度の教育課程の編成上、理科担当教員の受けもち授業時間数が他の教科と比較して余裕があり減員の必要性があった」(答弁書)と主張しています。しかし、理科の授業時間数の減少の原因と、その責任が市教委と校長にあることは既に述べたとおりです。

たとえ理科の教員の減員が必要であったとしても、既に斉藤の転出が一九八八年三月二

二日頃には内示されているのですから、わざわざ私を配転して岸本を採用する必要はなかったといえます。

三月二二日頃には斉藤の転出が決まっており、三月二七日に人事異動に関する教育委員会が開催されているところから、おそらく私の人事異動はその日の教育委員会決定されたこととなります。私の配転が決まった後に、私の後任を求めて県教委へ提示請求がなされたことは、小林証人の証言で明らかです。「深沢先生の配転が具体的に決まる以前に提示請求なされたんですか」との質問に対し、小林証人は「もちろん決まった後ということになるかと思いますが」と答えています。(第四八回小林証言P二九)この決定の順序から明らかのように、すでに斉藤の転出が決まって理科教員の減員は達成できているのですから、「理科の教員の減員の必要性」は、私の配転理由とはなり得ません。

その後、一九八八年度に私の代わりに採用された岸本が、一九九二年度に市芦高校在籍

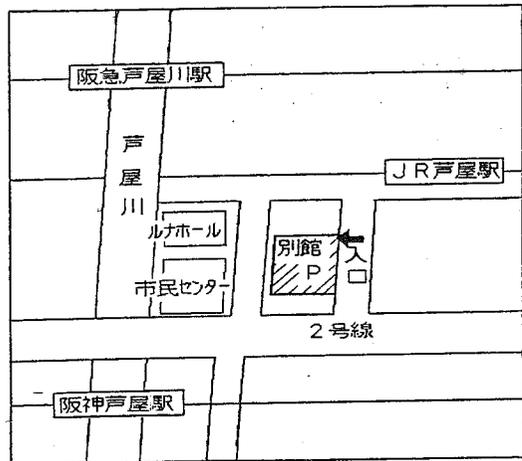
にも困難さを増している現実があります。その中で、市公平審の裁決も予断を許しません。このため、闘いの正念場を迎えるに際し、支援の皆様方の総力をあげてのご支援を訴えるものです。不当処分撤回、公正裁決要求署名活動の中広い展開を目指し、左記の集會を開催いたしますので、ご支援の皆様方には多数のご参加をよろしくお願いいたします。

日時 三月二日(土) 午後二時

場所 芦屋市民センター

音楽室(別館)

### 会場案内



四年で県立高校へ転出しました。その後人事を行うため市教委は県の高等学校教員採用予定者登載名簿(以下、単に「高校登載者名簿」という)の中から候補者を得ようとした。しかし、もともと県の教員採用試験は市の教員採用予定者のためのものではなく、市の教員採用を考慮したものとなっており、市から、高校登載者名簿の中に候補者は一人も残っていませんでした。普通に考えれば、市芦高校に理科教員の欠員ができれば、新任採用よりも、私や石橋の経験者の復帰がまず考えられるべきです。

ところが、市教委は、県の高校教員採用試験を受験すらしていない山をわざわざ採用しました。このことは、一九九二年一月一八日の賃金・勤務条件に関する市教委交渉の中で人事担当主幹の竹本管理主事から確認をとっており、抗議もしました。これまで毎年、申立人らの市芦高校への復帰を要求書(甲第315号証)として提出していますが、一切無視されています。

以上のことから、私の配転は、公務の必要性や教育条件の整備を目的とした「適正配置」のための「理科教員の減員の必要性」によるものではなく、他の申立人らの配転と同様に、私を嫌忌し、市芦高校から排除する目的で行われた人事異動であるといわざるを得ません。

(2) 教員の専門性を生かさぬ人事異動

一九八七年度から、大幅に選択制が導入されたカリキュラムが、職員会議決定を覆して強行実施されました。それが、純粹に生徒の利益を考え、真に授業を充実したものにしようとするのであれば、教科内での科目の担当は教員の専門科目を生かしたものとなることが最大限求められます。例えば、物理は物理を専門科目とする教員が担当し、化学は化学を専門科目とする教員が担当する、ということとです。

ところが、市教委も前田校長も、こうしたことはいっさい考慮していません。

理科教員一覧表(甲第215号証)に明らかかなように、一九八七年度人事では石橋を強制配転することにより物理を専門科目とする理科教員がいなくなり、一九八八年度の本件強制配転では化学を専門科目とする理科教員がいなくなりました。この表の、理科教員専門科目は市教委に登録されている専門科目であり、市教委により作成された昭和六二年度及び昭和六三年度の『芦屋市立学校園職員組織表』で確認されるものです。

私の採用時、市芦高校には池田(生物)、四方(生物)、安藤(化学)、野間(物理)の教員があり、化学を専攻した教員が求めら

れていました。そうした中で、教科内のバランスが考慮され、私は「理化学部化学卒業の化学を専門教科とする教員」であることを確認されて採用されました。

さらに、教員となる前に専攻していた学科とともに、教員になってからの科目を中心授業と授業研究に取り組んできたかが重要とです。

限られた教員数の条件下では、やむを得ず他教科を教えることはあるとしても、教科にはそれぞれの科目の専門の教員がいて、教科会議やその専門教員の援助体制が欠かせません。

教育行政として当然行わなければならない、こうした教員の専門性への配慮が一切考慮されずに、石橋や私の人事異動がなされてい

4 配転先の公務の必要性の不存在

処分者は配転先の公務の必要性として、答弁書において「教育工学の研究と研究グループの育成の急務」をあげ、小林証言において「教育委員会四〇周年記念誌の発行」を追加しています。このことは、「教育研究所の充実を図る」ということで、具体的には、いわゆるコンピューター関係について、学校現場でいろいろと充実させていかないと

このことはきいていないことは、前述したとおりです。従って、この配転理由は、前記経過によって作成された教育研究所の事務分掌表を利用して、私のもっともらしい配転理由として作り上げられたにすぎません。

実際に教育工学研究部会担当としてした仕事は、部会の出席をとることと部会開催の案内を出すことだけでした。研究部会は、教育委員会が報償費を支払って学校に勤務する教員に委嘱した研究員によって運営されていた。従って、教育研究所の職員がするのは前述の事務的援助だけとなります。

しかも、研究の中心は打出浜小学校と潮見中学校で、それぞれ国や県の研究指定を受けて研究しており、それぞれの学校に教育工学研究会が作られていました。従って、教育工学研究部会といっても、それぞれの学校の研究が研究部会の内実であり、それぞれの研究会はその学校の校長が研究会の会長となって運営されていましたから、教育研究所が関与する余地はほとんどありませんでした。

従って、配転された年度は、年間九回の研究部会案内状を作成し送付したに過ぎません。しかも、部会は打出浜小学校の教育工学研究会を兼ねて、打出浜小学校で行われましたから、教育研究所が主催しているという印象すら薄かったといえます。

また、研究員委嘱のための費用以外、特段

とで研究とか、教育委員会はことし(一九九〇年)が四〇周年になりますので、その辺の記念誌の発行ということを研究所でやってもらいたいということでした(第二四回小林証言P四〇、( )内は申立人)との小林証言によって確認されています。

以上のとおり、「教育研究所の充実」とは、「コンピューター」と「四〇周年記念誌」であり、これらが私の配転の公務の必要性であるとされています。以下に、この二点が本件配転処分の合理的な理由とはなり得ないことについて述べます。

(1) コンピューターも配転の口実

一九八八年四月一日、配転の命令を受けて教育研究所へ行き、所長から仕事の説明を受けましたが、「四〇周年記念誌の編集を担当してもらおう」と言われただけで、教育工学あるいはコンピューターに関する業務についての指示は一切ありませんでした。

教育研究所の所員は学校教育課の指導主事、のほとんどが兼任しており、一九八七年度は、村上指導主事が兼任の所員として教育工学を担当していました。また、教育研究所には古い型のパーソナルコンピューター(以下「パソコン」という)が二台置かれてありましたが、これは村上が学校教育課教育工学担当として

の予算措置もなく(甲第219号証)、教育研究所としての予算そのものほとんど存在しない状態でしたから、溝田課長も一九八八年三月三〇日の組合との交渉で言っていたとおり、この年度から何か新しい事業計画があったわけではありません。

「教育工学研究の充実」という配転理由は、理科の教員である私のためにもっともらしい配転理由としてとってつけられただけであって、理科教員とコンピューターとは何の関係もありません。実際に私が配転される前までは、教育研究所の主査は元中学校の理科の教員でしたが「教育工学」にはかかわっておらず、学校教育課の元中学校社会科教員が担当していました。

さらに、処分者の言うように「教育工学の研究と研究グループの育成を急務としていた」とは研究所の所長からも主査からも聞いたことはなく、またそうした実態もありませんでした。学校教員のできる教育工学研究は自ずと限界があり、その限界内で行うことは既に小学校の教員で組織された教育工学研究会で行われており、それが母胎となって教育工学研究部会ができていました。私の教育工学に関する仕事は、せいぜい案内状作成等の世話係に過ぎず、特に教職経験や理科の知識を必要とするものではありませんでした。

小・中学校へのコンピューターの導入と指導

学校教育課で購入したものが、設置場所がないからという理由で教育研究所にたまたま置かれていたものでした。教育研究所にはほとんど予算がなく、教育研究所の備品として購入・設置したものではありませんでした。

当時、教育研究所に置かれていたパソコンは、ワードプロセッサ(以下「ワープロ」という)としてのみ、主に学校教育課の指導主事が文書を作成するのに使用されていました。その合間に、教育研究所の主査の指導主事が同様に文書作成に時折使う程度であって、私は、当時コンピュータを使うことはできませんでした。

配転命令を受けて、引き継ぎ期間が過ぎた数日後、教育研究所の主査(指導主事)から「今年から分掌表を提出するようにいわれている。教育工学部会を担当してもらえないか」と言われましたが、私が、「コンピュータは全然やったことがないので分からない」と答えますと、主査に「やるのは学校の先生で、ここでは案内をたまに出すぐらいだから、一応名前だけでも入れたい欲しい」と言われてやむなく形だけの教育工学研究部会担当にされました。

一九八八年三月三〇日の市教委と組合の交渉の中では、溝田課長は「コンピュータ」あるいは「教育工学」を配転理由として挙げていません。しかも、教育研究所所長からもそ

は、学校教育課の指導主事の担当で行われており、その後も学校教育課で担当され、教育研究所の担当するところではなかったのです。

### (2) 四〇周年記念誌の編纂も配転の口実

一九八八年四月一日、教育研究所において所長から記念誌の担当を命じられました。本来、教育研究所の仕事ではないと思いつながら一応仕事に取り組みました。参考資料として三〇周年記念誌の作成資料を捜しましたが結局何も見つからず、一九八〇年代の年表作成に取り組みました。

三〇周年記念誌(甲第1号証)P二二〇をみても分かるように、記念誌の編纂は教育委員会の各部課長が編集委員となって、各課の責任において原稿が用意され、編集委員会において編集が進められています。実際に四〇周年記念誌も同様に編集されました。

しかし、配転された年度は編集委員会もない状況で、私にできることと言えば年表の素案の作成ぐらいでした。この作業は、ゆっくりにやっても二ヶ月とかからず素案はできあがってしまいました。

一九八八年七月頃、そうした事情を所長に説明して、「早急に記念誌編集委員会を設置してもらわないとこれ以上動きが取れない」と、所長から指導部長及び教育委員会部課長

会へ編集委員会の設置を依頼してもらったことになりました。ところが、「来年度の人事が終わって新しい人が決まってきたら駄目」との返事があり、記念誌の作業は翌年度まで凍結せざるを得ませんでした。

ところで、市教委四〇周年記念誌の発行は一九八七年度に主要施策として起案されています。記念誌発行の担当を予定していたのは管理部総務課であって、従って、小林管理部長、真砂総務課長らによって管理部所管の主要施策として一九八七年九月二十九日の第一回臨時教育委員会に提案されています。このことは、教育委員会会議録で確認されます。

これは三〇周年記念誌が管理部で所管されたところからも納得がいくことです。本来、管理部において起案し、管理部において所管されるべきところが、一九八八年度の私の配転に際して、私の配転理由を作り出すために記念誌編纂の仕事をわざわざ教育研究所の仕事にしたものです。教育研究所や図書館や市民センターなどの市教委事務局以外の機関に、教育委員会記念誌を編纂させるということは、常識的には考えられないことであり、記念誌の編纂はあくまで市教委事務局の所管すべき事柄です。

以上述べたとおり、一九八八年度において、四〇周年記念誌の作成のために私を配転する必要も緊急性もないばかりか、本来管

理部においてなされるものを私の配転理由を作り出すためにわざわざ教育研究所の仕事としたものです。一九九〇年度に記念誌が発行されるまでの経過は、概ね、次期五〇周年記念誌作成のための資料として私が事務担当者の一人として作成しておいた「四〇周年記念誌作成経過の覚書」(甲第230号証)のとおりです。私は、編集委員会で編集された年表の清書と印刷、業者への発注事務を行ったのみで、記念誌は各課の責任者により作成された原稿を各部課長で構成された編集連絡会議で検討・編集して作成されました。ちなみに、教育研究所からは所長のみが出席し、私への指示も所長を通して行われ、私は一度も編集委員会へは参加していません。いうまでもなく、これらの事務は教職経験が必要とするものではありませんでした。

### (3) 配転後二年間の職務内容

配転された一九八八年度に私がした仕事は、前述の二つ(教育工学と市教委四〇周年記念誌)のほかに、新聞の切り抜きや古新聞の梱包、電話の応対、郵便物の受領と受領書の発行。ほかに、教育研究所には独自の予算はありませんでしたが、学校教育課の需用費の一部を事務費用として使っていましたので、そ

の費用の支出事務をさせられていました。

これらの事務や作業は、特に教職経験を必要とするものではありません。また、急務といえるほどのものでもなく、これまで所長と主査の二人で十分できていたことです。

この点についても、一九八八年度に特段の配転の必要性があったとはいえないのです。

### 第6 合理的理由のない申立人の特定

理科の教員の減員の必要性が仮にあったとしても斉藤が転出しているため私の配転は必要でなかったこと、痛感されるほどの人事停滞による人事交流の必要性はなかったこと、についてはすでに述べたところですが、たとえ配転の必要性があったとしても、配転にあたって理科の教員の中からなぜ私が選ばれたのか、人選における不当性・違法性について述べます。

処分者は、私の特定理由として反論書において次の二つをあげています。

一つ目は「一五年で、理数系知識、経験が豊かである」こと。二つ目は「理科担当教員の年齢構成を考慮した」こと。この二点をともに考慮したとしても、それはならぬ私の特定理由とならなければいけりか、処分者の主張のとおりであれば該当者は他の教諭となることを以下に述べます。

### 1 「一五年、理数系知識、経験が豊か」は特定理由になっていない

まず、在職年数「一五年」という点については、申立人側代理人の「深沢さん一五年、山中さん一一年、四方さん一六年」との指摘に対して、「この三人からということになりますね」と小林証人は答えています。(第四八回小林証言P三九)「一五年」が私の特定理由とはならず、「この三人」の中から何故私が特定されたのか、処分者によって明らかにされねばなりません。しかしながら、その点について問われても具体的には一切明らかにされていません。(第四八回P三八〜三九)

つぎに、「理数系知識、経験が豊かである」との点についてですが、申立人側代理人の「動続年数というの甲215号証を見ても明らか」と思いますが、これだけではいって、理数系の知識とか経験豊富とかおっしゃっているのは理科の先生なら誰でも同じと思えますがね、特に考えられたことがあるんですか、経験豊富とかいうことについて「深沢先生を選ぶに於いてその経験豊富という点を、何か特別に考慮したことがあるかと、他の方でも経験豊富だと思っから一般的にはね」との質問に対して、小林証人は「コンピューターの関係について各学校で普及していない

かんという状況もあって」と教育工学の関係もあげているものの、「コンピュータの何か経験があったと、こういうふうには理解していませんか」との質問には返事を曖昧にして何ら明確に証言していません。(第四八回小林証言P三七〜三八)

甲第215号証でも明らかですが、当時(一九八七年度)いた理科教員五人のうち三人が経験年数、在職年数に大差はなく、従って「理数系知識、経験」においても大差がなかったことは明白であり、これらが配転に際して私の特定理由にはなり得なかったことは明らかです。

### 2 「理科担当教員の年齢構成を考慮した」も特定理由とはならない

また、理科の年齢構成についての申立人側代理人の「理科の年齢構成を考慮した」という記載があるんですが、この点は具体的にどういふことを指すんですか」との質問に、

小林証人は「各年代ごとというぐらゐの意味やっただけだ」と証言しています。(第四八回小林証言P三八)と証言しています。続いての「甲第215号証にありますが、年令は大して変わらないですよ。・・・特にどの点を考慮したんですか」との質問には「何もこの点かどうかという、そこまでは言うていませんけど」と答え私の特定にあたって、年齢はほとんど意味は持っていなかったと小林証人は証言しています。

また、別件長瀬事案(昭和六三年(不)第2号)での小林証人は長瀬の特定理由を「年令が真ん中どころで、経験年数が一番古い」と証言して、教科から配転対象者を選ぶ上での年令、経験年数の基準を明確に述べています。(乙第37号証の1小林証言P二一～二二)その基準で理科教員構成表(甲第215号証)を見ると配転対象は私ではなく四方となります。申立人側代理人の「そういう点から深沢先生について考えますと、最もふさわしいのは四方先生になると思うんですよ」との質問に対して、「その点だけでとらまえては、(第四八回小林証言P三九)

以上のことから、年令や経験年数からは私の特定はできないばかりか、別件長瀬事案で明確に述べている基準からいうと私以外の者が配転対象となることが明らかとなつていま

す。

### 3 教科内の専門科目のバランスを崩す私の配転

「当時、物理の先生は誰かとか、化学の先生は誰かとか、当然把握しておいたわけでしょう」との申立人側代理人の質問に対して、小林証人は「そらそうです」(第四八回小林証言P三五)と答えています。

また、「各分野の先生が最低一人はいるという体制が長年維持されてきたことは知っている」(同P三五)「各分野の先生が最低一人いるのが望ましい」「化学、物理など各準備室があることも知っている」(同P三六)と証言し、高等学校においては理科とはいってもその専門性が重要視されてきたことを認めています。

ところで、一九八七年度石橋先生の配転により物理の先生がいなくなったことについては「知っておったと思います」(第四八回小林証言P三五～三六)と証言しているとおり、一九八七年度までは化学、物理、生物、地学とバランスをとってきた理科の専門構成が、この年からバランスを崩すこととなったことは認めています。

一九八八年度人事では、私の配転により化学の専門担当がいなくなりました。通常、理科の人事異動を考える場合、教員の持つ科目

専門性が第一に考慮されます。これまでの人事では、「物理の専門担当教員の転出のあとには物理の先生をお願いします」と教科会議から校長に依頼して人事が進められてきました。理科の教員ならどの教科でも教えらるという安易な考え方は、高等学校では通常とられていません。ましてや、選択制を導入するということは一層教科担当教員の専門性が必要とされます。

こうした状況の中で、申立人石橋同様に教科バランスを無視してなされた私の人事異動は、教育条件の整備を第一義としたものではないといわざるを得ません。

### 4 コンピュータも

#### 特定理由とならない

「念のため前回の確認をしますと、理科の先生には当時、深沢先生の他に四方先生と山中先生という正規の先生が居られたわけですよ。勤続年数や年齢はほぼ同じ遜色ないといえますか、格別誰かを選ぶというふうな差はなかったと思うんですよ。それから深沢先生がいなくなると、化学の先生がいなくなる。それを敢えて深沢先生を選んだと、こうおっしゃるわけですが、四方先生と山中先生はいずれも生物であるのに両方とも残された、その結果化学の先生がいなくなったことになるわけですよ。人選は、総合的な判断

であるとおっしゃる。それは一般論としては結構ですが、それ以外にコンピュータ関係ということもちらつと言われかけましたんでお伺いしているわけですが、今言ったこと以外には特に思いつかないということではないですか」との申立人側代理人の質問に、小林証人は「ええ、そのようなことであつたと思います。」と答え、「それが総合判断ですね」との質問には「そうです。」と答えています。

(第四九回小林証言P一～二) 勤続年数、年令、教科の専門科目等が、私の特定理由にはならず、処分者の主張に当てはめればむしろ他の教員が配転対象となることについてはすでに述べました。ここでは、コンピュータが私の配転の特定理由の一つになるかどうかについて述べます。

コンピュータについては、配転当初、教育研究所長からは一切触れられておらず、前述の教育研究所の分掌表作成以降に答弁書に初めて登場した配転理由であり、配転後作成された教育研究所の分掌表を利用して付けられた配転理由です。

まず、コンピュータを処分者がどのように配転理由としてあげているかを見ておきます。「教育委員会が考えられた最も大きな理由というのは、コンピュータ関係の部門を充実させるために深沢先生が適任であつたと、

こういふふうに向つていいんですよか。」との質問に対し、小林証人は「それもあつたと思えますけど」と証言しています。(第四九回小林証言P一)そして、「そうするとコンピュータ関係の知識があつたという点を重視されたんでしょうか。」との質問に対しては、「それもあつたと思えますけど」(同P一)と答えています。つまり、私を特定するにあつた「コンピュータ関係の知識があつた」として小林証人は証言しています。

ところが、「そうすると市芦の先生の中で誰がコンピュータについての知識があつたか、あるいは関心が深かったか、こういうことを人選にあつて検討されたでしょうか」との質問に対しては、「誰が特についていることについては校長から聞いたことはあつたと思えますけども、具体的にコンピュータの知識が、コンピュータの専門家でないわけですから、何か特異な知識を持たれておつたということではなしに、そういうような業務を遂行できる能力があるということと判断したんだつたと思えます」(第四九回小林証言P二)と答え、証言を変更しています。

適応能力、可能性を理由とするのであれば、逆に特定範囲は一挙に広がり、それは一般事務職員でも、他教科の教員でも対象となり、私を特定していく理由の一つにはなり得ませ

コンピュータに関する業務の遂行能力は、私の配転の特定期間にならないばかりか、以下に述べるとおり、もっと適切な該当者が他にいたのです。

「他の先生、特にコンピューター関係で知識がおありの方を聞いたことがありますか」との質問に、小林証人は「確かに何人かそういう方がおられると、非常に熱心であるというような話は聞いたことがあります」(第四九回小林証言P二)と証言しています。兵庫県立教育研修所では、毎年情報処理に関する研修講座が開かれており、私は学校へのコンピュータの導入には否定的であったため参加はしていませんが、市芦高校の他の教員には参加した者がいました。一九八七年度当時で、私が知る限りでも奈良(英語)、四方(理科)、星野(数学)が、その講座に参加し、県教育委員会から「中級教育工学指導員」の資格を与えられていました。

このことについて、「兵庫県の研修所で情報処理に関する研修講座が開かれていることご存じですか」との質問に対して、小林証人は「知りません」と答えています。(第四九回小林証言P三)さらに「兵庫県の情報処理に関する研修講座を受けた方が当時三人ほどいらっしやるようなんですが、あなたはご存じだったんですかね」との質問には、「情報証言しています。(第四九回小林証言P五)このことは、これまで挙げられてきた処分者側の配転理由を当てはめると他の教員がそれに該当し、それらは私の本当の配転理由ではなかったこと、そして、別の明らかに出来ない理由によって私を配転したということ、処分者側証人で、当時の管理部長で人事異動の事務責任者であった小林証人が自ら明らかにしています。

すでに、処分者側の言う「総合的判断」については、これまでに各項目に分けて質問し、それに対する小林証人の証言も得られており、それらについては全て反論をしたところで、その上で、最後の念押しに「今言ったこと以外に何か深沢先生を選んだ理由があると言ったらおっしゃっていただきたいわけですか」との質問に、「何もかもすべて、ここで理由を挙げなきゃならないことにもならないです」「それ以上申し上げられません」(第四九回小林証言P六)と回答を拒否する証言をしています。このことから、私の配転は公務の必要性によるものではなく、公にできない配転理由によってなされたものであることを、小林証人自ら明らかにしています。このことから私の強制配転は、純粋に公務の必要性によるものではなく、審理廷において証言できない理由によってなされたもの

としてはあったと思いますけども、今は覚えておりません」(第四九回小林証言P三)とも答えています。「指導者資格という一定の資格を与えられるようですが、教育委員会としても職員に受講させるぐらいだから、当然ご存じでしょう。」との質問に、「私は覚えてません、知りません」と答えています。(第四九回小林証言P四)

人選にあたって、教員の、教育工学あるいはコンピュータに関する知識、関心、意欲をほとんど考慮していなかったような証言です。県立教育研修所の研修は、市教委を通じて募集が行われ、受講者名簿や受講修了者名簿は市教委に届けられて、各校長に通知される仕組みになっています。従って、市教委は、上記講座については最もよく知る立場にあり、ましてや本当に処分者が「コンピュータに関する業務遂行」にあたる職員の人事異動を行なおうとするなら、当然この点に関して調査検討されてしかるべきであるし、検討されているはずで、にもかかわらず、上記のような曖昧な証言しかできないのは、上記配転理由が、私の本当の特定期間にはなっておらず、私の配転を正当化するためだけにあとからつけてつけたものであるからにはかなりません。また、「コンピュータ」を特定期間としてあげたことは、それが私の特定期間にならないばかりか、適任者が他にいたことを明白に

ただけです。

### 5 処分者の主張する処分理由を全て当てはめると配転対象は別の

以上のことから、処分者が主張するように「理数系知識、経験が豊か」で、「理科担当教員の年齢構成を考慮」し、「教育工学研究の育成を急務としていた」とすると、その条件をすべて当てはめれば特定されるのは私ではなくて四方となります。さらに教科内の専門科目のバランスを考慮すれば、私は配転対象から除外され、適任者はますます四方ということになります。

教育条件の整備、公務の必要性を純粋に考えた人事異動であれば、私は強制配転の対象とならないことを小林証人も以下のとおり認めています。

「前回の尋問と総合して伺いますと、在職年数、年齢、コンピューターの知識、関心、こちらへんから言いますと、二人おられた先生の先生の中の四方先生が一番処分者側がおっしゃる条件に適するんじゃないかと思うんですけど。」との申立人側代理人の質問に、小林証人は「そういう中でいろいろな状況を判断して総合的に判断したということですから、確かにそういう人が適任であったか分かりませんが、私の方はそうしたということ。」と、私の強制配転処分について

言わざるを得ません。

以上の点から、私の強制配転は公務の必要性によるものではなく、教育弾圧、組合弾圧を目的としたものであり、不当・違法な配転であるといわざるを得ません。

### 第7 不当・違法な身分的扱い

教諭を指導員としたことについての不当性、違法性はすでに滝山陳述書(一)に述べられているとおりですが、私の指導員身分に関わって若干の補足を以下に述べます。

#### 1 教育公務員ではない指導員

私は指導員という職名で教育研究所へ強制配転されましたが、私の身分の法的な位置づけについて、小林証人は、「(地教法)一九九条の事務職員でありますけれども、研究所というところで、いわゆる(地教法)三一条の事務職員ということですよ」(第二四回小林証言P四一、二)内は申立人が記入)と証言しています。

指導主事が教育公務員特例法(以下、「教特法」という)において、明確に「専門的教育職員」として「教育公務員」に位置づけられているのに反して、指導員は「教育公務員」としての位置づけすらなく、どこを探しても

「教育公務員」としての法的地位の定めが全くない非専門的な「事務職員」です。ちなみに、教特法第二条は、「教育公務員」とは学長、校長、教員、教育委員会の教育長及び専門的教育職員と規定し、同条第四項で「専門的教育職員」とは指導主事及び社会教育主事をいう、と規定しています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(本陳述書では「地教法」という)において、指導主事は第十九条第四項においてその法的な位置づけがなされているのに反して、指導員は、同条第一項の「その他の所用の職員」にすぎず、その職務・法的地位に関する定めは条例・規則上に一切ありません。小林証人は「それ(指導主事)に準じた形で、市町村の場合、(指導員を)置くことができますから」(第三五回小林証言P三六、三七)内は申立人)と証言していますが、指導員が指導主事に準ずるといえる根拠はどこにもありません。

従ってこれは、処分者が人事異動の正当化のために勝手に言っているにすぎず、指導員は指導主事とは全く異なる、「教育公務員」以外の「事務職員」として位置づけられる他ありません。

処分者が、一般公務員と教育公務員とを区別せず、教育公務員への配慮を欠いたまま人事異動を行ったことは、違法な誤りであると

## 2 誰が聞いても臍に落ちぬ 「指導員」 身分

私たちが指導員としたことについて、私の教育研究所での具体的業務について、小林証人は「具体的にどういう業務を受け持たれるかは、それは教育研究所長の権限の範囲内でやられるわけですから、そこまで私は知りません」と答えた後で、申立人側代理人の「そうするとどうして深沢先生は指導員ということになったんですか」との質問に対して「ですからいわゆる学校教育以外の社会教育の分野についてもいろいろ携わっていたということであつたと思います」と証言しています。(第四九回小林証言P二四)小林証人は、一九八七年度事案に関しても再三にわたって「指導員は社会教育分野の仕事を担当してもらうため」と主張しています。

また、別件長瀬事案の裁決書において、芦屋市公平委員会は、「指導員は社会教育を担当する事務職員」と規定していますが、その根拠は存在しません。指導員と指導主事を区別するものは、指導員という職名を定める一九八〇年の教育委員会での芝田元教育長の「指導主事の基準に満たないから指導員にした」との発言と、芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則第三条第六項だけです。

委の教員と指導主事に対する扱いも麻田陳述のとおり明確です。

また、指導主事と指導員の昇任問題について、小林証人は「昇任をさせるかさせないかというのは、あくまで任命権者の裁量の問題ですし、その中でその評価とか、そういうことによつて、昇任させるかどうかを決めるわけですけども、もちろん昇任させようと思えば、それは昇任する道はあります」「例えば社会教育主事もあつたと思えますけど、社会教育主事に転職させて、すぐ昇任をさせるとか」「例えば、指導主事ということもありますし」と証言し(第五〇回小林証言P六)、いわゆる任命権者の裁量行為によつて、その人物評価によつて、指導主事または社会教育主事にして係長に昇任させることができることと弁明しています。

ところがこの証言は、指導員という職は、指導主事にしなければ昇任させることができな身分であることを再確認しているにすぎません。そしてさらに、これまで処分者側が私たちの特定理由として主張してきた「教職経験が豊か」「経験年数が長い」「職務に対応できる」「教職経験を生かす」などの言葉とは裏腹に、評価できないから指導員にしていると証言しており、一層指導員身分の位置づけが明確となっています。

また、私の場合、校長会など教育行政上、

私の場合は、指導部(現在の学校教育部)に所属し、社会教育分野の仕事は一切していないにもかかわらず指導員とされており、「社会教育分野の仕事を担当してもらつたため」との処分理由は全く当たらないことになりました。

さらに、同じ教育研究所(現在の打出教育文化センター)内であつて、甲第216号証及び下表に示すとおり、教諭出身の職員の中で私だけが指導員身分とされています。

このことについても、納得いく説明は全く得られていません。校長を退職した囑託の各

教育研究所(打出教育文化センター)への異動時職名一覽表(囑託は除く)

氏名	年齢	職名	前職名	異動年度
古市景一	54才	指導主事	中学校教諭	1986
深沢 忠	42才	指導員	高等学校教諭	1988
芝田直史	56才	指導主事	小学校教諭	1991
春名片史	41才	指導主事	小学校教諭	1991
村上秀作	29才	指導主事	中学校教諭	1992

教育研究所(打出教育文化センター)の現在の職員構成(囑託は除く)

氏名	年齢	職名	在職年数	前歴	役職名
春名片史	50才	指導主事	5年目	小学校教諭	主査
村上秀作	30才	指導主事	4年目	中学校教諭	
深沢 忠	30才	指導員	8年目	高校教諭	

(1995年10月23日現在)

重要な会議などで、参加は指導主事以上との名目で排除されることもあります。

## 3 採用において教員資格を問われぬ 指導員身分

指導員の教育的専門性について、小林証人は「特に指導員についてどういう資格というのは何も規定がありませんから」と証言し、「結論からいうと教員免許の所持者でなくともよいと、こういうことでしょう」との質問に対して「なくてもよい」と証言して、指導員に関しては一切専門的資格規定がないことを明らかにしています。(第四九回小林証言P二五)

さらに、「指導員というのは教育職になるんですか、行政職になるんですか」との質問に対しては、「私の方の職名の分類では事務職員になります」と(同P二六)と証言し「将来、教員資格を有しないものが指導員になり得るだろうと思うんですが、そんな方は行政職ということになるんですか」との質問に対しては、「その時の採用条件によると思えますけど」(同P二六)とごまかすものの、「教員の資格を有していない人が指導員になることはあり得ることになりますね」「教員免許状をもっていないければ教育職の給料表を受けないことになる。だから、教育職とは言えないだろう」ということはいいんですね。」と

所長から、「なぜ、深沢さんだけ指導員なんですか」と問われます。「それは、教育委員会に聞いて下さい」と返事しますが、結局、「教育委員会から説明は聞けなかった」ということでした。常識的に考えれば、誰が考えても臍に落ちない人事異動なのです。

また、教育研究所協議会などの会議に参加しても、その所員はすべて指導主事で構成されており、「指導員」という法的な定めのない身分を持つ者は私一人でした。「指導員」という身分を奇異に感じた他の研究所員から、私の身分について質問されることもありました。

阪神七市の教育研究所で構成される阪神地区教育研究所連盟のどこの研究所においても、指導員という職名の構成員は存在しません(甲第357号証)。教諭から研究所員となったものは全て指導主事の職名を持ち、宝塚市を除いて全て充て指導主事であり、明確に教員身分を保有し、給与体系も教員のものであり、教職調整額等の支給も受けています。宝塚市においては、指導主事は退職採用による行政職員の身分を持ち、給与体系も行政職員のそれであり、従つて教職調整額は支給されていません。芦屋市以外の各市における教員・指導主事の身分上・法律上の扱いは明確であり、教員の扱いに市教委の恣意性が持ち込まれる余地はないといえます。同様に、県教

の念押しとの質問に対して、「そうですね。だから教育職給料表を適用を受けるかどうかかわからない」(同P二七)と証言しています。つまり、指導員は、教員資格の有無は問われず、教員資格のないものがなつた場合は行政職の給料表が適用されるのです。指導員は教員資格がなくともなり得る行政職員であることを、小林証人は証言しています。教員免許を必要とし、教員採用試験を受験しなければ採用されない教員と、教員資格の有無とは関係なく採用され行政職給料表が適用される指導員とは、明らかに採用区分においても、また職種においても異なることが明らかです。

このように、採用区分も異なり、教員経験や教員資格を必要としない指導員が、指導主事に準ずる職であるはずがありません。

## 第8 教育権の侵害と不当労働行為

市芦高校が推進してきた「全ての子どもに教育権を保障する」という教育活動に対して、市教委は「受験教育の推進」を対立させました。市教委及び市芦高校管理職は、一体となつて「受験教育」を推進しました。

例えば、大きくいえば進学保障制度の廃止、「障害生」の切り捨て、見せしめの定員内の生徒大量切り捨てなど。細かくいえば、成績別のクラス編成、社会科の科目バランスを崩

